第10994号 平成 15 年 6 月 16 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	告	亦	:																									
〇熊	本県	訓練	[手]	当支	給事	要項	頁の	_	部	をし	牧 ī	Εđ	つる	要	項						. (職業	Ě能	力	開多	発課)	1
〇指	定痴	呆対	応	型共	同点	生活	5介	護	事	業月	折り	り指	定										(介	護	保阝	魚課)	4
	定介)	4
〇指	定居	宅サ	· — 1	ビス	事)	4
0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,																						(")	4
	公	告	•																									
	本県																								金属	触課)	5
	本県)	5
〇熊	本県	卸売	市	易条	例	こ基	まづ	<	出	資金	金 (り変	更								· · (")	7
〇県	有財	産の	売	却…																			(管		財	課)	7
	登	載	依	頼																								
〇盗	品等	自転	車	照会	シン	スラ	- 4	用	サ・	—)	バリ	女ひ	(関	連	機岩	器の	借え	人打	にに	係る	5 —	一般						
/*/ [争入		/ - /	, _																			(警	察	: 本	:部)	8
〇熊	本県	警察	人	事管	理:	シブ	くテ	4	基	本言	没言	十委	託	に	係る	る —	般意	競争	- 入:	札の)	き施						
																							(")	9

告 示

熊本県告示第649号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 15 年 6 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項

熊本県訓練手当支給要項 (昭和62年熊本県告示第277号の2) の一部を次のように改正 する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- 雇用保険法第25条第1項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを 受けることが適当であると認定された者
- 第3条第1項第8号中「障害者令第1条障害者」を「精神障害者」に改める。
- 第5条第1項中「、特定職種受講手当」を削る。
- 第5条第3項中「600円」を「500円」に改め、同条第4項及び第5項を削り、第6項を 第 4 項とし、第 7 項から第 10 項までを 2 項ずつ繰り上げる。 第 8 条中「第 13 条」を「第 18 条」に改める。

 - 別記第1号様式を次のように改める。

					湖 秋	手 当 5	足輪並	ŧ #¥	艾)	給 申	14	雅			年	月	E	
熊本県知事	jt			Ħ	ŧ										-	,,	,	
													(フリガ	'ナ)				
那绒毛 虫の	りさぎ	なないけた	いので	做 太 間	刺線手当る	5公照頂僧	9 然 の間:	セルトリ	a vkron	上款) i	i.≢at	申請者[毛名			F	
				/R4-34			3 × 0 M					手 当						
①申請す	۵ 				基 本 引	· =	受	誹!	15 当			通所	手当		和信	1 手	#	
② 申請者に関する	(1)	生 年 性	月日別	昭和	1 年	月	日生	(湖	歳)	男·	女							
事項	(2)	住所又	は居所	Ŧ										番号 ()		
	(1)	届出	理由	新基	・住所ス	ては居所の	変更・ i	直所経過	各の変	更·	道所	方法の	変更・	運賃等の	変更			
	(2)	上記事	足の発生年	月日				年 月 (5)距 離 (6)				751 35	ribe VA (C)	1 /o\ 1- /	र कर बहु र			
③ 通所に	順路 (3) 通所方法の別			住居	(4) 🗵	(A)	(5)距 (標 キロメ・	(6)所要時間 (概算)				車券の M類	(8)左欄(券等の		(9) 備			
	1			12.72	(経由)	まで	700	- 1.76		時間	分			ļ	[7]			
関する事	2			ļ	から	まで			<u> </u>					ļ	\rightarrow			
項	3		<u> </u>	ļ	から	まで												
	4 **			<u> </u>	から	まで	ļ						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>				
		動車等便(イ) 通所	用の場合 F不便の者	÷	*	計	-							<u> </u>				
		(0) (1) 以外の			手当の額	1		1									
④ 寄宿に	<u> </u>	寄宿開始:	平月日 È所又は居	inc		月	<u> </u>											
関する事		氏	E/71人14/6	名	申請者と	年齢	職業			扶養		Qri F4	(TIVE	老の仕頭	/VI+6	1961		
項(寄宿	家				の統柄	遊	有・無	唐	の 別 ・別			別居している		THE VILLE	(A 10/E	1717		
手当支給 対象者の	族					故	有・無		·別	扶・	-							
み記入し	0					旋	有・無	-	· 341	扶・								
てくださ い。)	``					歳	有・無	同	- 別	扶・	非							
V.• /	況	·····				歳	有・無	同	- 別	扶・	非						·	
	(1) #	川練の別					公	共	戦	業	74	*	[
	(2)	川練期間	····	作	月	日から	4		月	[]	まで	(3)訓練科					
*	(4):	416 - 122 - 143 114			Я	麗 用	対 :	策 氵	去	施	行	规	則				その	
⑤ 職業訓	#	川練受講 指示の根 ぬ				2 条	第		項				第3項	附則第2				
練受講指			1号 3号	4号	4号 の2 5号	6号 7号	7号 の2 85	号8号の2	8号 の3	10号	11号	12号	97 U 794	条第1項				
示書に関	(5)				等受发		有無			有·無								
する事項	(6) ₮		電用保険事 及び傷病手		口 日雇 職者給		ハー船」	是失業(*		国家公退職	公務員 F当		イ〜ニに も団体が支			<u> </u>	
	金	稻					ļ											
	期	M																
本書の記載	战事习	質に誤りの	ないこと	を確認	3します。													

◎裏面の注意をよく読んで記入してください。※印欄は、職業訓練施設で記入します。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第9条関係)

訓練手当受給資格 認 定 書

下記のとおり認定する。

月 日 熊本県知事

記

氏 名				生年月日 性 別		年 月	日生(満	歳)	男・女
住所又は居所									
訓練施設名				訓練科名					
訓練手当	基本手当	(日額)	[H]	受講手当	(日額)	円	通所手当	(月額)	円
支給額	寄宿手当	(月額)	円						
備考	認定番号	年年] から] まで支給 3	する 。				

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第10条関係)

						-	訓	練	手	当	支	給申	請	書		(年	月	分) 年 月	B B		
熊本県知事			様														. /					
訓練手当	の支給を	受けたい	いので	、熊本	.県訓練手当支	給要項第10	条の類	見定に、	より次	くのと	おり申	请します										
					①訓練が行われなかった日				且					技能	習得	手当						
登録番号	訓練科				②訓練を受け	なかった日	③家族と別居 して寄宿して いない日		4	基本手当								寄宿	合	ät		
		氏	名	卸	疾病、負傷そ の他やむを得 ない理由によ る場合	その他の場合		族と別 寄宿し い日	居して機考	崩考					受講手当			通所手当				
						1				日数	日額	金額	日数	日額	金額	日数	金額	日数	金額	稻		
											Е	P	P	1	11 19	円	B	P	H	F		
									Т													
																					<u> </u>	
													<u> </u>									
												<u> </u>	<u> </u>	1						L	<u> </u>	
				L								<u> </u>	ļ	.			ļ			Ļ	Ļ	
	ļ						$oxed{oxed}$		_			ļ	↓	1		ļ					<u> </u>	
	ļ			<u> </u>					_		ļ <u> </u>	<u> </u>	 					ļ			<u> </u>	
	<u> </u>	ļ					┡		_			ļ	 		ļ <u> </u>		ļ		ļ	<u> </u>	₩	
	 						\vdash		\dashv		ļ	 	<u> </u>	┼	4		 	-		-	\vdash	
	<u> </u>	l			<u> </u>	1	L				<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	J		<u> </u>	Ь	
	上記の記	已載事項	に誤り	のな	いことを証明し	します。																
				年	月 F	1										100 数 400	練施設の	恒			ı	an
																似来即	株本/READX Vノ	. TK				٦,

- 1 ①欄から③欄までは、該当する日を記入してください。
- 2 ④欄は、①欄から③欄までの目についての具体的事情その他必要な事項を記入してください。
- 3 「氏名」欄に自署する場合は、「印」欄への押印は不要です。

附則

(施行期日)

- この要項は、告示の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。 (経過措置)
- 平成15年5月1日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の
- 改正後の第3条第1項第12号に該当する者に係るこの要項の適用については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が効力を有する平成20年6月30日までとする。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第 2項ただし書に定める者については、同項ただし書に定める間この要項を適用する。